# 訪問看護及び介護予防訪問看護契約書

## 重要事項説明書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）とはれのひ訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、事業者がその内容を了承した上で、以下の通り契約を締結します。

第１条（サービスの目的及び内容）

１　事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう、かかりつけの医師の指示により訪問看護給付を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

２　それぞれのサービス内容の詳細は、訪問看護サービス内容説明書（以下「説明書」という。）に記載する通りです。

３　提供するサービスの内容を変更する場合には、両者合意の上、別紙説明書を追加作成して添付します。

第２条（契約期間）

１　この契約期間は、　　年　　月　　日～　　年　　月　　日までとします。

２　上記の契約期間満了日の７日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第３条（訪問看護計画）

１　事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業所はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第４条（訪問看護の内容）

１　利用者が提供を受ける訪問看護の内容は説明書に定めた通りです。事業所は、説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

２　事業所は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るような訪問看護を提供します。

3 訪問看護適用が利用者との合意をもって変更され、従業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たに適用の説明書を作

成し、それをもって訪問看護の内容とします。

第５条（サービス提供の記録）

１　事業者は、訪問看護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録表に記入し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。

２　事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後５年間保管します。

３　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

４　利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の受付を受けることができます。

第６条（料金）

１　利用者は、サービスの対価として、別紙契約書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。

２　事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者に送付します。

３　利用者は、当月の料金の合計額を翌月末までに支払います。

４　事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は、利用者に対し、領収書を発行します。

第７条（サービスの中止）

１　利用者は、事業者に対して、サービス提供の 24 時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。

２　利用者がサービス実施日の 24 時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合の料金は第６条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第８条（契約の終了）

１　利用者は事業者に対して、１週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者は病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が１週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

２　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して１ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

３　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

①　事業者が正当な理由なくサービス提供しない場合

②　事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

4　次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが３ヶ月以降遅延し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず、14 日以内に支払われない場合

② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了いたします。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

第９条（秘密保持）

事業所及び事業所が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。また、当該事務所の従業者であった者においても同様です。

第１０条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第１１条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な処置を講じます。

第１２条（苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第１３条（衛生管理等について）

（1）看護職員等の清潔の保持及び健康管理について必要な管理を行います。

①訪問看護の実施にあたっては、看護職員等が感染源となることを予防し、感染の危険から守るため、手指消毒アルコールの使用やマスクを着用する等、衛生管理に努めます。なお、訪問看護開始・終了時、処置開始・終了時には、手洗いのための場所をお借りさせていただけますよう、ご協力をお願いします。

（2）事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
（3）事業所において感染症が発生又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
④ 看護職員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。（新規採用者には１ヶ月以内に行います。）

第１４条（人権擁護及び虐待防止について）
（1）利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
②虐待防止のための指針を整備します。
③職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。（新規採用者には１ヶ月以内に行います。）
④前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
（2）利用者に対するサービスの提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第１５条（身体拘束について）
（1）サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
（2）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。（新規採用者に
は１ヶ月以内に行います。）

第１６条（業務継続計画の策定等について）

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
（2）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。(新規採用者には１ヶ月以内に行います。)
（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第１７条（ハラスメントへの対応）
看護職員等に対して利用者又は利用者の家族等からのハラスメント行為が発生した場合は、関係者間で協議を行い、解決困難で健全な信頼関係を築くことが困難であると判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所等に相談のうえ、サービスの中止や契約を解除する場合もあります。

第１８条（本契約に定めない事項）
１　利用者及び事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行するものとします。
２　この契約に定めない事項については、介護保険その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。
以上の契約締結の証として、この証書２通を作成し、両者署名押印の上、各自１通ずつ保有します。

# 訪問看護・介護予防訪問看護

# 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、岐阜県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1，事業所（法人）の概要

| | |
|---|---|
| 事業者（法人）の名称 | イニティウム株式会社 |
| 主たる事務所の所在地 | 岐阜市北島８丁目 14－17　民田ビル２階 |
| 代表者（職名・氏名） | 代表取締役　横山　昇太郎 |
| 設立年月日 | 令和１年８月 14 日 |
| 電話番号 | 058－216－1077 |

2，事業所の概要

| | | |
|---|---|---|
| ご利用事業所の名称 | はれのひ訪問看護ステーション | |
| サービスの種類 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | |
| 事業所の所在地 | 岐阜市北島８丁目 14－17　民田ビル２階 | |
| 電話番号 | 058－216－1077 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 2019 年 10 月１日 | 2160190993 |
| 管理者の氏名 | 横山　昇太郎 | |
| 通常の事業の実施地域 | 岐阜市、羽島市、瑞穂市、大垣市、本巣市、山県市、本巣郡、揖斐郡、安八郡、羽島郡、各務原市、一宮市 | |

3，事業の目的と運営の方針

| | |
|---|---|
| 事業の目的 | 要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供する目的とします。 |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

４，提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」という。）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

５，営業時間

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで<br>ただし、国民の祝日（振り替え休日含む）及び盆休（8 月 13 日から 8 月 15 日）年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除きます。 |
| 営業時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで<br>ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24 時間対応可能な体制を整えるものとします。 |

６，事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 | 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 |
|---|---|---|---|
| 看護師 | 常勤 3 人、非常勤 1 人 | 理学療法士 | 常勤 1 人、非常勤 1 人 |
| 准看護師 | 常勤 0 人、非常勤 0 人 | 作業療法士 | 常勤 0 人、非常勤 1 人 |
| 保健師 | 常勤 0 人、非常勤 0 人 | 言語聴覚士 | 常勤 0 人、非常勤 1 人 |

７，サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記の通りです。

職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたってご不明な点やご要望がありましたら、何でもお申し出ください。

| | |
|---|---|
| 訪問看護職員の氏名 | （資格：　　） |
| 管理責任者の氏名 | 管理者　横山　昇太郎 |

８，利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は下記の通りであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険給付の支給額限度を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額をご負担いただきます。

（１）訪問看護・介護予防訪問看護の利用料

〈保健師、看護師が行う訪問看護〉

| サービスの内容 ／ １回あたりの所要時間 | 介護基本報酬 | 予防基本報酬 |
|---|---|---|
| ２０分未満 | ３１４単位 | ３０３単位 |
| ２０分以上３０分未満 | ４７１単位 | ４５１単位 |
| ３０分以上１時間未満 | ８２３単位 | ７９４単位 |
| １時間以上１時間３０分未満 | １１２８単位 | １０９０単位 |

〈准看護師が行う訪問看護〉

准看護師が訪問する場合に関しては基本療養料の 90/100 相当

☆地域区分別の単価（６等級　10.42 円）を合算した金額になります。（以下同じ）

〈理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護〉

| サービスの内容 | 介護基本報酬 | 介護予防基本報酬 |
|---|---|---|
| 1 回あたり 20 分につき | ２９４単位 | ２８４単位 |

（注 1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注 2）上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くことになりますのでご留意ください。

（2）加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

□特別管理加算

| 特別管理加算（Ⅰ）500 単位<br>（重症度が高い） | 特別管理加算（Ⅱ）250 単位 |
|---|---|
| 在宅悪性腫瘍患者指導管理<br>在宅気管切開患者指導管理<br>気管カニューレを使用している状態<br>留置カテーテルを使用している状態 | 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理<br>在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理<br>在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理<br>在宅持続陽圧呼吸療法指導管理<br>在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理<br>人工肛門･人工膀胱を設置している状態･真皮を超える褥瘡<br>点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められた状態 |

□初回加算（Ⅰ）［350 単位］
　新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・診療所等から退院した日に初回の訪問を行った場合

□初回加算（Ⅱ）［300 単位］
　新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・診療所等から退院した日の翌日以降に初回の訪問を行った場合

□緊急時訪問看護加算（Ⅰ）［600 単位］
　１，　利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制
　２，　緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等体制等の整備が行われている

□緊急時訪問看護加算（Ⅱ）［574 単位］
　（Ⅰ）の１に該当するもの

□退院時共同指導加算［600 単位］
　病院、診療所を退院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中の利用者に対し、退院・退所前に在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に１回（特別な場合は２回）加算されます。

□ターミナルケア加算［2500 単位］
　在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前日 14 日以内に２日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

□長時間訪問看護加算［300 単位］
　特別管理加算の対象となる利用者に対し、1 時間 30 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 1 時間 30 分以上になるとき、1 回の訪問看護につき加算されます。

□複数名訪問加算［30 分未満：254 単位、30 分以上 402 単位］
　下記のいずれかの条件を満たし、1 つの事業所から同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護行ったときに加算されます。
　①利用者の身体的理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

②暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
③その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められた場合

○複数名訪問加算（Ⅰ）・・・複数の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
○複数名訪問加算（Ⅱ）・・・看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

□サービス提供体制強化加算
（Ⅰ）勤続年数 7 年以上の職員を 30%以上配置等の要件を満たしている場合、1 回の訪問看護につき加算されます。（6 単位）
（2）勤続年数 3 年以上の職員を 30%以上配置等の要件を満たしている場合、1 回の訪問看護につき加算されます。（3 単位）
□看護体制強化加算
○看護体制強化加算（Ⅰ）・・・ターミナルケア加算の算定者 5 名以上（12 月間）
○看護体制強化加算（Ⅱ）・・・ターミナルケア加算の算定者 1 名以上（12 月間）

□中山間地域等提供加算（5%加算）
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、中山間地域に居城している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える交通費は徴収しません。

□口腔連携強化加算［50 単位］
口腔の状態を定期的に確認し必要に応じて歯科医師や医療機関への連携を行った場合

（3）支払い方法
利用料（利用者負担分の金額）は、毎月 26 日（土日・祝日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関の口座から引落となります。お振込み・現金払いをご希望の方はご相談ください。

（4）キャンセル料
利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

| キャンセルの時期 | キャンセル料 |
|---|---|
| 利用予定日の前日まで | キャンセル料は頂きません |
| 利用予定日の当日 | 2,000 円 |

（注）当日訪問後のキャンセルは全額ご負担頂きます。

９，緊急時における対応方法

サービス提供中における利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

| | | |
|---|---|---|
| 利用者の主治医 | 医療機関の名称<br>氏名<br>電話番号 | |
| 緊急連絡先<br>（家族等） | 氏名（利用者との続柄）<br><br>電話番号 | |

１０，事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

１１，苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | |
|---|---|
| 事業所相談窓口 | 電話番号　０５８－２１６－１０７７<br>面接場所　当事業所の相談室<br>受付時間　９：００～１８：００<br>受付窓口　横山　昇太郎 |

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | |
|---|---|
| 苦情受付機関 | 岐阜市市役所　福祉部介護保険課 |
| 電話番号 | ０５８－２６５－４１４１ |
| 受付時間 | 平日８：４５～１７：３０ |

１２．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意頂きたいことは、以下の通りです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことが出来ませんので、あらかじめご了解ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借等、金銭に関する取り扱い

(2) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなった場合、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

１３，個人情報保護に関して

（１）個人情報の利用目的

①サービスの申込及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、あな

たへのサービス提供及び状態説明に必要な場合
②サービスの提供に関することで、第三者は個人情報の提供を必要とする場合主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からのあなたへのサービスに関する照会への回答
③サービスの提供に関すること以外で、以下の通り必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会の回答、会計・経理損害賠償保険等に関わる保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、同意を得る）
※学芸や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には同意を得る）
（２）個人情報の保護
収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

# 医療保険　ご利用料金

| | | | １０割 | １割 | ２割 | ３割 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １　訪問看護基本療養費<br>看護師や理学療法士等による訪問の場合 | 週３日まで | | 5,550 円 | 560 円 | 1,110 円 | 1,670 円 |
| | 週４日以降 | | 6,550 円 | 660 円 | 1,310 円 | 1,970 円 |
| ２　訪問看護管理療養費 | 初日 | | 7,670 円 | 770 円 | 1,540 円 | 2,310 円 |
| | ２日目以降 | 1 | 3,000 円 | 300 円 | 600 円 | 900 円 |
| | | 2 | 2,500 円 | 250 円 | 500 円 | 750 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問看護情報提供療養費 1.2.3 | □同意する<br>□同意しない | 1,500 円 | 150 円 | 300 円 | 450 円 |
| ２４時間対応体制加算 | □同意する（イ） | 6,800 円 | 680 円 | 1,360 円 | 2,040 円 |
| | □同意しない（ロ） | 6,520 円 | 650 円 | 1,300 円 | 1,950 円 |
| 夜間（18～22 時・早朝 6～8 時）訪問看護加算 | | 2,100 円 | 210 円 | 420 円 | 630 円 |
| 深夜（22～6 時）訪問看護加算 | | 4,200 円 | 420 円 | 840 円 | 1,260 円 |
| 難病等複数回訪問加算 | １日２回以上訪問 | 4,500 円 | 450 円 | 900 円 | 1,350 円 |
| | １日３回以上訪問 | 8,000 円 | 800 円 | 1,600 円 | 2,400 円 |
| 複数名訪問看護加算<br>※４ | □同意する<br>□同意しない | 4,500 円 | 450 円 | 900 円 | 1,350 円 |
| 緊急訪問看護加算 | （イ)月 14 日目まで | 2,650 円 | 270 円 | 530 円 | 800 円 |
| | （ロ)月 15 日目以降 | 2,000 円 | 200 円 | 400 円 | 600 円 |
| 長時間訪問看護加算（※３） | | 5,200 円 | 520 円 | 1,040 円 | 1,560 円 |
| 特別管理加算 | （Ⅰ）※１ | 5,000 円 | 500 円 | 1,000 円 | 1,500 円 |
| | （Ⅱ）※２ | 2,500 円 | 250 円 | 500 円 | 750 円 |
| 訪問看護医療 DX 情報活用加算 | | 50 円 | 5 円 | 10 円 | 15 円 |
| 退院時共同指導加算 | | 8,000 円 | 800 円 | 1,600 円 | 2,400 円 |
| 特別管理指導加算（退院時共同指導加算に上乗せ） | | 2,000 円 | 200 円 | 400 円 | 600 円 |
| 退院支援指導加算 | | 6,000 円 | 600 円 | 1,200 円 | 1,800 円 |
| 在宅患者連携指導加算 | | 3,000 円 | 300 円 | 600 円 | 900 円 |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | | 2,000 円 | 200 円 | 400 円 | 600 円 |
| 訪問看護ターミナル療養費 | □同意する<br>□同意しない | 25,000 円 | 2,500 円 | 5,000 円 | 7,500 円 |

※１　１）悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方
　　２）気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

※２　１）自己腹膜還流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法
　　自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧患者
　　上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
　　２）人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
　　３）重度の褥瘡（真皮を超える褥瘡）の状態にある方
　　４）在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※３　１）特別な管理を必要とする方（※1，2）・・・1 回/週
　　２）15 歳未満の超重症児・準超重症児・・・・3 回/週
　　３）15 歳未満の小児であって、特別な管理を必要とする方（※1、2）・・・3 回/週
　　４）特別訪問看護指示期間の方・・・・・・・1 回/週

※４　看護師等（看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）

※厚生労働大臣が定める疾病等とは
①末期の悪性腫瘍　②多発性硬化症　③重症筋無力症　④スモン　⑤筋萎縮性側索硬化症
⑥脊髄小脳変性症　⑦ハンチントン病　⑧進行性筋ジストロフィー症　⑨多系統萎縮症
⑩パーキンソン病関連疾患　⑪プリオン病　⑫亜急性硬化性全脳炎　⑬ライソゾーム病
⑭副腎白質ジストロフィー　⑮脊髄性筋萎縮症　⑯球脊髄性筋萎縮症　⑰頸椎損傷
⑱慢性炎症性脱髄性多発神経炎　⑲後天性免疫不全症候群　⑳人工呼吸器を使用している状態

４、その他（医療保険適用外）

| | |
|---|---|
| 死後の処置料 | 15,000 円＋処置材料費 |

年　　月　　日

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、契約内容、個人情報保護及び重要な事項を説明いたしました。

【事業者】所在地　岐阜市北島８丁目 14－17　民田ビル２階

法人名　イニティウム株式会社

代表取締役　横山　昇太郎　　印

【事業所】事業所名　はれのひ訪問看護ステーション

管理者　　横山　昇太郎　　印

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本書面により、事業者から訪問看護及び介護予防訪問看護サービスについての契約内容、個人情報保護及び重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

【利用者】氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【上記代理人】氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

続柄　（　　）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿